

原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元 2018.Nov
「原発なくそう!九州玄海訴訟」
原告団・弁護団 Vol.27

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123



私たちの裁判は、2012年6月15日の第1回の裁判期日から毎回原告団を代表して1名か2名の原告の方が、法廷での意見陳述を重ねて来ました。その目的は意見陳述によって法廷を活気づかせ、福島第一原発事故の深刻な被害の実態を裁判官に知らせるとともに、傍聴者に陳述者の被害体験や、避難生活の実情や悲惨さ等被害の実情を知って貰いたいからです。そして、原発被害

者に寄り添い、一加害者東京電力や国の被害者切り捨てと人々を分断する卑劣な実態を認識してもらうことで、みんなで怒りを共有して、脱原発運動のエネルギーを結集して行くこと等のためです。10月12日の裁判期日での加藤裕子さんの意見陳述も素晴らしく感動的でした。思いたくない原発事故後の理不尽な辛い避難体験を言葉に出して法廷で陳述することがどんなに困難なことか、それを乗り越えて、勇気を振り絞って陳述された姿に涙と感動を覚えたのは私一人ではないと思います。その加藤さんは、「1万人を越す原告を持つ『九州玄海訴訟』の存在は、私に大きな希望と孤独感からの解放をもたらしてくれました」と言って、自身が関わっている全国の原発賠償訴訟等の4つのMLや避難生活の中で友人になった方々に、九州玄海訴訟を知らせる活動をしてくださっています。脱原発の輪は着実に広がっています。私たちもこの闘争に確信をもって脱原発の声を上げ続け、前に進んでいきましょう。

第27回 口頭弁論 東島弁護士のココがポイント!

原告側は、準備書面62を提出し、住民の主張を排斥した佐賀地裁の仮処分決定は、“電力会社の採用している基準地震動を策定する過程で使う「入倉・三宅式」を使うと基準地震動の策定において過小評価となる”との島崎邦彦氏(原子力規制委員会前委員長代理)の意見を正確に理解せずに排斥している旨主張しました。入倉・三宅式は実際の地震の記録から与えられている震源断層面積から地震モーメントを導くにはいい式だが、地震発生前に与えられている地表面の活断層の長さから地震

モーメントを予想する場合には過小評価になるということなのに、それを佐賀地裁決定は理解しておらず、本訴ではその誤解を繰り返してはならないという意味で主張しました。九電は、地震動の策定の仕方ですら十分安全側に設定するとの反論、及び、水蒸気爆発は起こりえないことを含めて重大事故対策は十分している旨、主張しました。

意見陳述は、福島市から京都市に母子避難をした加藤祐子さんが行いました。

次回は、火山についての反論を行うことと、7年経過した原発被害について復旧できないことを含めてもう一度整理する準備を進める予定です。

目次	口頭弁論を終えて、ココがポイント..... 1
	意見陳述 加藤裕子さん..... 2
	団長コラム..... 5

生業訴訟第1回仙台高裁控訴審の報告..... 6~7
全国からのお便り..... 7
今後の日程ほか..... 8

意見陳述



原告 加藤裕子さん(000000)

1 2011年4月20日午前8時、私は小学5年生になった娘とともに大阪梅田駅に降り立ちました。通勤客がひっきりなしに行き交う構内を眺め「大阪に着いたね。今日から大阪生活が始まるのよ。」と娘に話しかけました。

福島市から大阪に避難することを決めたのは、いち早く罹災証明なしで区域外避難者の受け入れをしてくれたからです。

今、私は、子どもとともに、原発賠償関西訴訟の原告となり、原発事故による福島と避難者の現状を伝え、徹底的な事故の究明と責任の追及、被害の完全賠償、事故の再発防止を訴え、「一人も被災者を取りこぼさない施策」の実現を目指しています。そんな中、玄海原発の全機廃炉を訴える方々とのご縁があり、福島の原発事故の一被災者として裁判所に直接意見を陳述させていただく機会をいただきました。

2 私は、2007年の秋、ドイツ人の夫と離婚し、娘とドイツから帰国しました。日独双方のルーツを持つ娘の母国語を日本語にしたいと思ったためです。そのため、私の実家のある福島県福島市に移住し、実家の近所に家を借りて生活をしておりました。

娘は、ドイツでは日本人幼稚園に通っていたものの、生活の中心にはドイツ語があり、母親の私から見ても日本語の語彙が少ないことが気がかりでした。娘は、福島に住み始めた時のことを振り返り、「日本に来たばかりのころは大変だったんだよ。先生や同級生の福島弁がわからなかったんだから」と言います。普通の日本語ですら十分でないのに、さらに福島弁で話される言葉を理解

するのは大変だったんだろうと思います。それでも、娘は、その福島弁にも慣れようとし、たくさんの友人を作り、小学校4年生の3学期からは吹奏楽部にも入部して、5月のコンクールに向けて練習を重ねていました。

そんななか、3月11日14時46分、あの大地震が起きました。

その時、私は、福島市の職場におりました。

その日のうちに電気、ガスが止まり、翌日には水道が止まりました。

そして、福島第一原発の事故が起きました。

この時、私は原発の事故というものがよくわかりませんでした。停電によりテレビが見られなかったことと、「原子炉建屋が吹き飛んだ」というあいまいな表現でしか報道されていなかったからと思います。

ですが、3月15日には福島市の放射線量が毎時23.88 μ Svになりました。それは通常の600倍という数値でした。

米軍は軍関係者に対し福島第一原発から80km圏内への立ち入りを原則禁止にしました。また、それとは別に、在日アメリカ大使館は、福島第一原発から80km圏内に居住するアメリカ人に対し圏外退避を勧告しました。

私が住んでいた福島県福島市は、福島第一原発から北西に60kmでしたので、不安と恐怖を感じました。東京の友人はもとより、ドイツに住んでいる元夫の家族からも「大丈夫なのか？」と何度も確認の電話が入りました。

私は福島市に降り注いだ放射線量の安全性について情報を求めました。放射能の単位から、チェルノブイリの事故、東京電力からの情報や海外

の報道も調べました。調べれば調べるほど恐ろしい現実と向き合わざるを得ず、心の平穏を保つことだけで精一杯でした。

テレビや新聞は一律に「屋内退避」としか言ってくれませんでした。

そんな中、生活のためには屋外に出ざるを得ませんでした。地震でライフラインが止まっていたからです。私は水・食料・燃料を得るために外出して、長蛇の列に並ばなければなりません。生きるためには被ばくをしなければならなかったのです。

3 まもなくすると私は毎日夕方になるときまって下痢を起こすようになりました。子どもは腹痛を訴え、鼻血を出すようになりました。

福島市は安全なのか？危険なのか？私は福島大学の教授が多く登録をしているメーリングリストに疑問を投げかけました。すると、面識のなかった大学の先生からダイレクトメールが届きました。「MLに投稿しようと思ったのですが断念しました。「どうか安全だと言ってください」というのが空気のようなので、事実はともかく、何かのご参考になれば、各種情報にご留意され、くれぐれもお大事でお過ごしください。」というメッセージとともに、いくつかの情報へのリンクが貼られていました。

それらの情報では、専門家の間でも「100mSvまでは安全」という人と、「安全な被ばくはない」という人に分かれていました。専門家すら見解が分かれるのであれば、素人の私が判断することはとても困難でした。

ですが、すべて読み終え、放射線の影響に「しきい値」はないということが世界の共通認識であると知り、避難することに決めました。事故発生から、約1カ月がたっていました。

4 私は、福島の家族や友人知人に調べたことを伝え、避難の必要性を訴えました。しかし、国や福島の発表を受け入れた彼らは、「県も国も避難

指示をしていないのになぜ避難する必要があるの」という冷やかな反応しかありませんでした。中でも一番辛かったのは、娘の反応でした。「私、もう転校したくない！友達と別れたくない！せっかく始めた吹奏楽をやめたくない！誰も転校してないし！」と言われたときは、どう説得したらいいのかわかりませんでした。

ですが、子どもは大人に比べ放射線の影響を受けやすいことを知ってからは、一日も早く福島を離れたいと思いました。私は心を鬼にして「大阪にいくからね。」と娘に言いました。

5 「避難する」とは決めたものの、公共の交通機関は地震の影響で止まっていました。また、避難先を探すものの、震災当初は「罹災証明」がなければ公営住宅への避難入居はできませんでした。すぐに逃げたくても逃げられなかったのです。これほど恐怖を感じたことはありませんでした。

「一体どうしたらいいのか？」困惑していると、「大阪では罹災証明なしでも受け入れている」との情報が届きました。早速大阪府庁へ問い合わせをすると「直接申込に来てください」とのことでしたので、高速バスの再開とともに西を目指しました。福島から大阪までは高速バスで片道11時間でした。大阪府庁で申し込みをし、福島へとんぼ返りをしました。住居の引き払い、荷物の梱包、不用品の処理、電気・ガス・水道の廃止手続き、学校への転出手続き、自治体への転出手続き、家族や友人知人への挨拶などを1週間で行いました。

福島で過ごす最後の日、私たちは実家に立ち寄り夕食を共にしました。いつになく静かな食卓でした。福島駅のバスターミナルまで車で送ってくれた父が「大阪の方が子どもにはいい。」と呟いた別れの言葉が胸を締め付けました。高速バスの窓から見慣れた景色が流れていきました。なぜ私たちはこんな形でここを後にしなければならないのだろう。父や弟家族、友人たちは元気に過ごせるのか？とやるせない思いがこみ上げ、理不尽な

別れに号泣したことは忘れられません。

6 このような思いでたどり着いた避難先での生活は苦労の連続でした。避難仲間も探せず、引っ越しの片づけから、店探し、電化製品の調達などをすべて一人でしなければなりませんでした。

娘も、クラスメイトときちんとお別れしないままの突然の転校に、みんなは元気に過ごせるのか？会いたい…とクラスメイトからの手紙を読んでは納得いかない怒りを私へ幾度もぶつけてきました。

私は夜になり、娘が寝静まると、心細さと理不尽な現状に一人涙する日が続きました。

そんな中、避難先が大飯原発から60キロの場所にあることがわかりました。福島第一原発から60キロの福島市から逃げてきた私はこの上ない衝撃を覚えたものでした。

「また避難したくない」「私たちと同じ苦しみを誰にもさせたくない」という気持ちから、京都市長選挙の脱原発候補者の応援弁士を引き受け、大飯原発再稼働時には現地へ出向き反対の声をあげました。

7 災害は忘れた頃にやってくるといいますが、ここ数年は、忘れる間もなく、次々と災害がやってきています。原発が稼働している限り、いつ、私たち同様、ふるさとや生活すべてを一瞬にして奪われる事態が起きないとは限りません。

今、国と福島県は、「復興」の二文字を掲げ、帰還政策に力を入れていますが、私が福島に戻らない理由の一つにこれ以上被ばくしたくないということがあります。私たちはいったいどれほど被ばくをさせられたのか、初期被ばく値を調べたいと思っていたところ、避難先の支援者から初期被ばくのおおまかな数値が計算できるというエクセルシートをいただき、計算したことがあります。2011年3月15日から3月25日までのたった10日間だけで、1.5ミリシーベルトという結果でした。この結果には、驚きと同時に怒りが再燃したものでした。一般人の年間許容被ばく線量が1ミリシー

ベルトといわれているからです。

2018年6月18日に公表された福島県民調査報告書によると、福島県の甲状腺がん及び疑いの子どもたちは198人になりました。娘も毎年甲状腺がん検査を受けていますが、毎回、結果が出るまでは気持ちが落ち着きません。無用な被ばくをさせてしまった罪の意識はこの先もずっと消えることがありません。

8 今日、傍聴席には高校生になった娘も座っています。彼女は、福島原発事故後、このような言葉を書き残していました。

「こんな苦しい思いをしている。そして、体験をしているから、私は、脱原発、反原発、がれき受け入れ反対という権利はあると思います。」

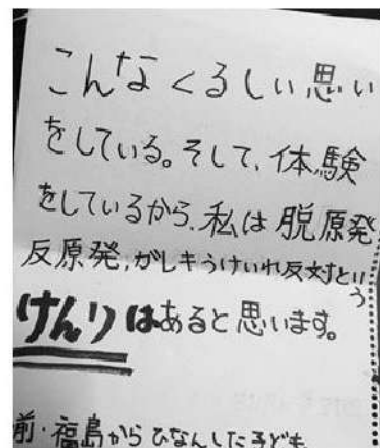
福島からの避難当初、私が様々な場所で避難の話や原発の話をしている間、彼女が画用紙に書いていたものです。

福島の事故で人々が生活や仕事を奪われている様を見て、「根こぎが行われている」と表現した作家がいました。「根こぎ」とは、根を下ろしている植物を徹底的に抜いてしまうことです。

福島でのつらい経験をしているからこそ、私は声を大にして言います。

「ふるさとを奪い、人々を根こぎにし、分断させ、苦しめる原発はいらない。」

私たちの心からの叫びが九州のみならずもとより、世界中の人々に届くことを強く願います。





再稼働する原子炉の発電コスト



フクシマ以後稼働済み及び申請中の原子炉について、損害費用を含めた発電コストが、経済産業大臣の諮問機関である総合エネルギー調査会の下にある長期エネルギー需給見通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告(案)の中で、下記のように見直されている。

2014年モデルプラント発電コスト(円/kWh)

資本費	運転維持	追加安全対策	核燃サイクル	政策経費	事故リスク対応	計
3.1	3.3	0.6	1.5	1.3	0.3~	10.1~

フクシマ以後追加された費用は「追加的安全対策費」と「事故リスク対応費」である。とくに事故リスク対応費について損害費用は増える可能性があるため9.1兆円を下限としている。現時点で21.5兆円を下限とすると0.7円/kWhに増加する。

そもそもフクシマの損害は「リスク」の問題ではなく実際に起こったことである。現実を直視した事故対応発電コストの試算が必要である。例えば、21.5兆円を資本費、運転維持費等と同等に扱うことである。事故対応発電コストは1.8円/kWhとなる。事故リスク対応を事故対応に置き換えた2014年モデルプラント発電コストは11.6円/kWhとなるが、国民はフクシマ事故の大きさを比べて納得出来るものではない。フクシマの損害費は、福島第一原発による損害費(現時点で21.5兆円)だけではなく、福島第一原発を除く他のすべての原発が7年間発電の停止によって失った収入の損害(およそ19.2

兆円)である。二つ損害を合わせた費用は40.7兆円と推定される。これらの損害費が発電コストにどれだけ影響するのか？ 巨大な損害をもたらした事故対応発電コストは、廃炉となった事故原子炉を除く原子炉すべてで負担する共済方式に基づいて試算する。

今年に入って長期間停止していた原子炉が稼働を始めたが、政党支持の如何を問わず国民の80%が原発事故を懸念している世論、電力の自由化と再エネの普及、ブラックアウトを誘発する長大な送配電網、原発輸出を妨げる建設費の高騰など、原発を含む核燃サイクルはもはや時代遅れの危険な施設となっている。再稼働する原子炉の基数は遅々として進まない状況から発電コストは稼働済みの原子炉基数との間に強い相関があると予測される。下記の試算は、稼働する原子炉の基数の減少とともに損害費の利子付き返済額が急増する様子を示したものである。

再稼働原子炉基数と発電コスト

再稼働原子炉基数	50	45	40	35	30	25	20	15	10
発電コスト(円/kWh)	13.5	14.0	15.5	15.0	16.0	17.3	19.1	22.2	28.5

現在再稼働した原子炉9基の発電コストは28.5円/kWh以上となる。ところで、40.7兆の損害賠償はだれが支払っているのか？ 電気料と税金を通して国民以外の誰でもない。まさに国策民営の真骨頂といえよう。

**巨額な負債を国民に転嫁するな！
原子力発電核燃サイクルに未来はない！**

生業訴訟の高裁第1回 応援に行ってきました!

弁護団 東島 浩幸



1 私たちは、“フクシマを2度と繰り返さない” “そのためには福島の被害を徹底的に明らかにし、それをもとに団結しよう”という方針で、原発差止めの訴訟をしています。その意味で、福島第一原発事故の被害者の訴訟の応援をし、連帯することは必須と考えています。

2 私は、去る10月1日、「故郷を返せ、生業を返せ! 福島原発訴訟」(通称「生業訴訟」)の控訴審(仙台高裁)の第1回口頭弁論に参加してきました。生業訴訟とは、福島第一原発事故で被害を被った約3800人が、国と東京電力を被告として、①従来住んでいた地域の空間放射線量を0.04mSvまで下げろ(原状回復)、②被害の損害賠償を支払え等の請求した裁判です。

3 第1審の福島地裁(金澤秀樹裁判長)は、原状回復請求については却下しましたが、国と東電の賠償責任を以下のように認めました。

1 国と東電は、2002年の地震本部の長期評価をもとに試算すればただちに15.7mの津波を予見できた。

2 国が東電に明示、東電が非常用電源設備を水密化すれば事故は防げた。

3 国は長期評価に基づき、2002年末までに東電に津波対策を命じなかったことは著しく合理性を欠き違法である。

国の責任を認めた地裁判決は上記判決も含めて5判決中4判決であり、福島地裁判決は2002年の長期評価の時点という早い段階で予見できると

した点で画期的です。

4 その上で、同地裁は、避難指示基準を下回る放射線量の地域でも被爆への不安や精神的苦痛は賠償に値するとして、一定の避難区域外の場合にも拡大して認めました(賠償を認められた原告は約2900人で総額約5億円)。

避難区域外にも認容損害を拡大したことは評価できますが、避難指示区域の人のADR基準を上回る損害が認められなかった点、避難区域外のうち福島県会津地方や茨城県などの被害者の損害が認められなかった点、いわゆる「ふるさと喪失慰謝料」が認められなかった点、全体的に被害の内容に見合った損害よりも低額の賠償しか認められなかった点に課題が残りました。

5 そこで、責任ありと断罪された国と東電のみならず、原告側も控訴しました。その第1回の口頭弁論が10月1日にあったのです。

まず、裁判の前に集会及び裁判所までの1kmの道のりのデモ行進がありました。デモ行進は、参加者約500名の大隊列(福島県内の団体の旗のみならず、宮城県内の団体の旗も目立った)で、いくつかに分かれてコールしないと一つのハンドマイクでは聞こえないほどでした。大盛況だったのと、昼休みの仙台の中心的な商店街(一部はアーケード付)の人通りがいっぱいいる中で、デモはアピール力満点でした。そして、デモでの第1のシュプレヒコールは「女川原発再稼働反対!」「原発要らない!」でした。まさに、被害を

もとに団結し、原発ゼロまで見据えるということです。

6 裁判では、原告・被告国・被告東電から控訴状・控訴理由書・答弁書が陳述され、証拠の提出がされました。そして、中島孝原告団長(玄海訴訟でも意見陳述しています)を含む原告2名、弁護団から3名の意見陳述がありました。その上で、原告は、新たな証明手段として、避難指示が解除される見込みが立っていない者、避難指示解除後も自宅に戻れない者、戻っても事故前の生活を取り戻せない者、平穏生活権、ふるさと喪失損害を被った者など18名の原告本人尋問の申請をしました。また、避難指示が解除されて1年半以上経過しても復旧の見通しがいいこと等の証明として、南相馬等の検証(裁判官に現地を見てもらう)の請求をしました。裁判所は明言はしません

が、高裁は第4回口頭弁論の日程まで予約で入っており、次回にはさらに先の予約を入れる旨言っているのです。新たな原告本人尋問、検証を行うことに期待が持てます。

7 フクシマと連帯するということで、当弁護団として、次回(12月10日)以降も応援に行くつもりです。



✉ 全国からのお便り

ニュース担当者さま
いつもニュースをありがとうございます。

陳述を読ませていただきました。放射能汚染、母親の悩み、子育て、家族離散・・・、涙なしには読み進めないものでした。

自分は高齢者で、3世代で生活中。もし、自分が子どもや、特に孫達と分かれる生活となると、とても我慢ができないと思う。

全ての避難者をきちんと救済すること。一刻も早く玄海原発や全国の原発を廃炉にすること。何としてもこれらを実現しなければならないとあらためて思いました。遠いので傍聴には行けないので歯がゆい思いです。でもこの関西で関西原発賠償訴訟支援をしています。

久志本 俊弘(大阪)

加藤さんの意見陳述、怒りと涙で読ませていただきました。日本のどこにでも地震や台風・竜巻・・・とこれまで経験した事がない自然災害が多発しています。それに伴う原発事故がもう一度あったら、再稼働に賛成した学者や自治体の責任は、また、想定外などという言葉を使うでしょうか？

今、再稼働の承認をしたすべての裁判所の裁判官の名前、原子力委員会の委員名を、原発稼働の経営者陣の名、永久に刻銘するものを造りたいと考えます。加藤さん親子に心から激励を送ります。

青木 洋子(福岡県)